

杉並区景観計画

みどり豊かな美しい住宅都市を目指して



平成 28 年 6 月改定

杉 並 区



「杉並区景観計画」の改定にあたって

杉並区は、平成24年3月に区政運営の指針となる「杉並区基本構想（10年ビジョン）」を策定し、杉並区の将来像を「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」と決めました。

さらに、杉並区基本構想に掲げる杉並区の将来像を実現するため、平成25年8月にまちづくりに関する取組みを総合的かつ計画的に推進するための「杉並区まちづくり基本方針」を改定し、杉並区が安全・安心で暮らしやすく、質の高い住宅都市として発展していくための道筋を明らかにしました。

景観まちづくりについては、平成22年4月に策定した杉並区景観計画に基づき、杉並らしい良好な景観づくりに取り組んでまいりましたが、計画策定以降の社会情勢の変化等に適切に対応するため、今般、同計画の見直しを行いました。

今回の見直しにおきましては、景観づくりの将来像や基本理念を引き継いだ上で、駅周辺における多心型まちづくりや史跡・荻外荘の復原・整備等のまちづくりの動きを反映するとともに、空家対策や観光まちづくり等の新たな行政ニーズに対応した施策との連携を図ることとしています。さらに、景観法に基づく景観重要樹木制度の導入や普及啓発の取組みの拡充など、景観施策の一層の充実を図ることとしています。

今後、新たな景観計画に基づき、区民や事業者の皆様など多くの関係者と協働して景観まちづくりの取組みを着実に推進することにより、質の高いみどりの住宅都市として発展してきた杉並区の良好な景観を守り育て、確実に次世代に引き継ぐために努力してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年(2016年)6月

杉並区長 田中良

目次

序章 はじめに	3
1. 景観計画の目的	3
2. 位置づけ	4
第一章 杉並区の景観づくり	5
1. 景観計画の区域	5
2. 将来像	5
3. 基本理念	6
4. 杉並区の景観特性	7
5. 地域別の景観特性	15
6. 景観づくりの課題	44
第二章 総合的な景観施策の展開	48
第1 景観づくりの取組	48
1. 事前協議及び行為の規制に係わる届出	49
2. 屋外広告物の表示・掲出に関する事項	95
3. 景観重要公共施設の整備に関する事項	97
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	100
5. 景観協定	101
6. モデル地区における景観づくりの推進	102
7. 景観づくりの普及啓発	105
第2 関連施策との連携	107
1. まちづくり施策との連携	107
2. 空家等対策との連携	108
3. みどりの施策との連携	108
第三章 景観施策の推進に向けて	110
1. 区民、事業者及び区の協働による景観づくり	110
2. 東京都や周辺区市との連携による景観づくり	110
3. まちづくり景観審議会を活用した景観づくりなど	110
資料編	111
1. みどり豊かな住宅都市における景観づくりの基本	112
2. 杉並区景観条例及び杉並区景観計画等策定組織	127
3. 杉並区景観計画改定の検討経過	128
4. 杉並区景観計画改定の主な考え方	129

1. 景観計画の目的

区はこれまで、区制施行60周年を記念して行った「杉並百景」の選定や区のまちなみ景観を多面的に取り上げる「杉並景観録」の発行、魅力的な景観づくりに貢献している建築物等を選定し表彰する「杉並『まち』デザイン賞」の実施などにより、景観に対する区民の関心を高めるための取組を行ってきました。また、荻窪の大田黒公園周辺地区や阿佐谷の中杉通り沿道周辺地区では、地域独自の景観づくりを区民や事業者との協働により進めてきました。

しかし、近年、杉並らしい風景のシンボルであった屋敷林や農地が減少しているほか、土地の細分化や大規模な共同住宅の建築、周辺との調和を欠いた色彩を持つ建物の建築などが行われ、これまでに区民が親しんできた杉並らしい低層住宅地を中心としたゆとりある落ち着いたまちなみの景観が変化しつつあります。

そこで、従来の普及啓発を中心とした景観づくりの取組に加え、景観法(以下、「法」という。)に基づく取組や区独自の取組を積極的かつ効果的に推進するために、平成20年度に「杉並区景観条例」(以下、「景観条例」という。)を制定しました。そして、景観条例に基づき、総合的な景観施策を展開し、良好な住宅都市としての景観を守り、さらにみどり豊かで美しい景観を進展させていくために、平成22年度に「杉並区景観計画」(以下、「景観計画」という。)を策定しました。

景観計画の策定以後、区では、景観計画に基づき、景観形成指針による事前協議制度や行為の規制に係わる届出制度などの運用を行ってきました。これらの取組などにより、区民意向調査においては、80%近くの区民が「杉並区のまちを美しいと思う」と回答しています。

一方で、届出制度に関する区民の認知度の低さなど景観づくりの課題も見えてきました。

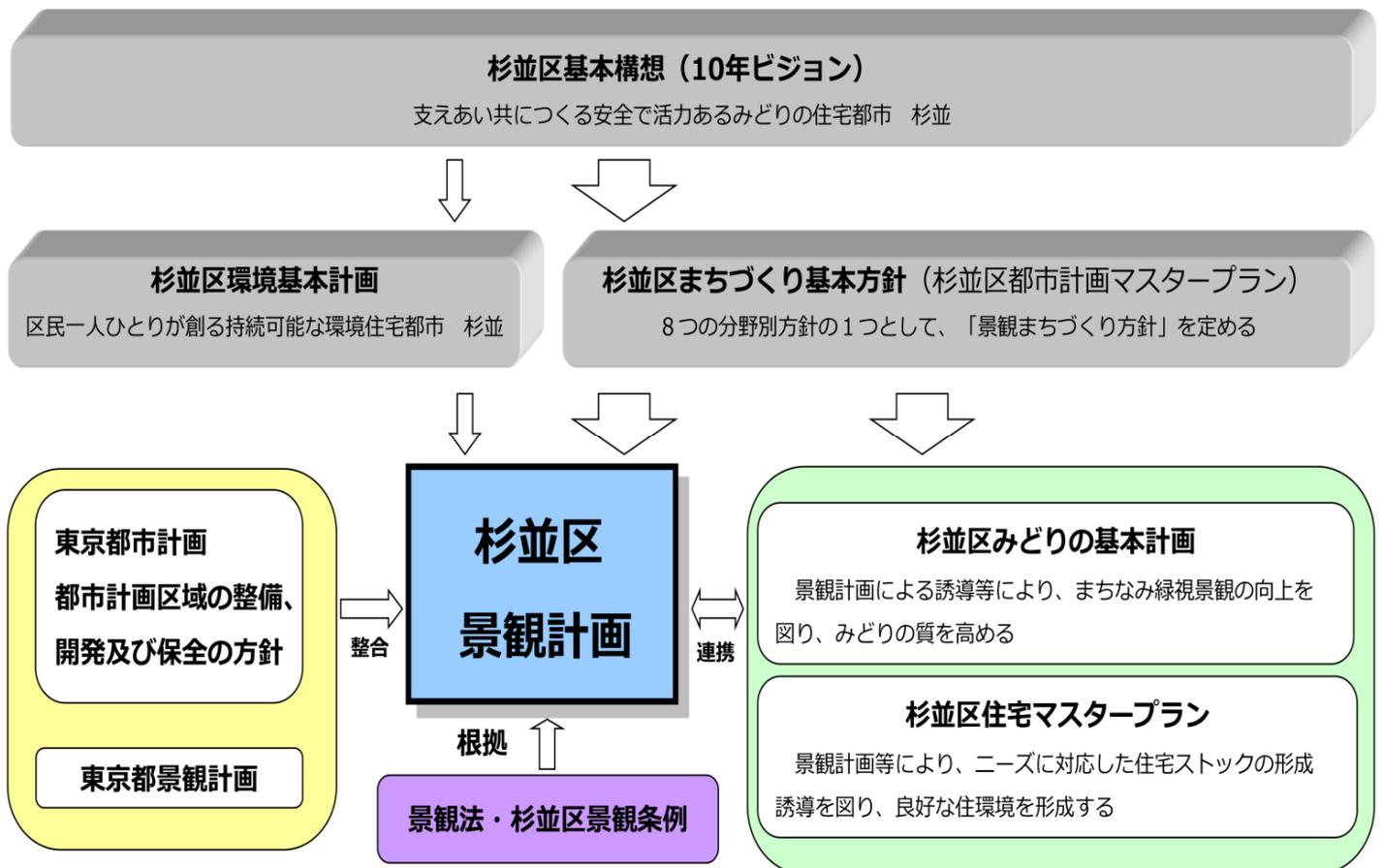
また、空家等対策などの新たな行政ニーズや(仮称)荻外荘公園の整備などの景観施策と関連したまちづくりの動きへの対応とともに、引き続き、屋敷林や農地など区の自然・歴史的景観の保全・活用も課題となっています。

こうした社会情勢の変化等を踏まえた上で、景観計画を改定し(P129 4. 杉並区景観計画改定の主な考え方 参照)、引き続き、区民、事業者、区の協働のもとに、良好な景観を保全し創出することにより、みどり豊かな美しい住宅都市、「杉並百年の景」を実現するための具体的な取組を示します。

2. 位置づけ

景観計画は、法第1条に掲げられた「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」という目的の実現を目指し、法第8条及び景観条例第8条の規定に基づき定める法定計画です。

また、景観計画は、平成24年3月に策定した区政運営の最上位方針である「杉並区基本構想(10年ビジョン)」及び平成25年8月に改定した杉並の都市づくりの基本的な方針である「杉並区まちづくり基本方針」に即した、区の景観形成を推進するためのマスタープラン及び具体的な取組の実施方法を定めた計画として位置づけます。さらに、みどりの保全、創出に係る「杉並区みどりの基本計画」や「東京都景観計画」等の取組と連携・整合を図ります。



杉並区景観計画の位置づけ